

○その他向陽で行っている事業

平成25年4月障害者総合支援法改正に伴い、ホームヘルプサービス等障害福祉サービスの利用をするために、サービス等利用計画の作成が必要になりました。向陽では、熊谷市より指定を受け、指定特定相談支援事業所として活動を行っています。詳しくは支援センター向陽のスタッフにご確認ください。

○苦情解決相談の概要

○支援センター向陽のサービスを利用中に、困ったことが起きたらご相談ください。話し合いをもち、解決に向けて努力します。

苦情解決責任者 熊谷 知洋

苦情受け付け担当 高橋 真恵

※第三者委員は、地域住民の方にご協力していただいております。

○解決しない問題について

苦情解決のための話し合いをもっても解決しない問題は、埼玉県社会福祉協議会権利擁護センターへ改めてご相談ください。

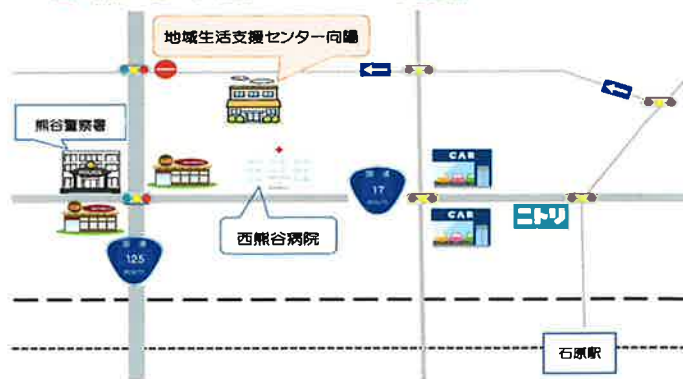
〒330-8529

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目2番65号

彩の国すこやかプラザ内

TEL 048-822-1191 FAX 048-822-3078

地域生活支援センター向陽までアクセス



国際十王交通バス

JR高崎線 熊谷駅北口2番乗り場より
「熊谷駅」～「籠原駅行き」又は「新島車庫行き」
に乗り「西熊谷病院前」下車。



秩父鉄道

「熊谷駅」～「石原駅」
石原駅より徒歩20分
※手帳所持者の割引制度有り
※運賃は変更になる場合がありますので、ご確認の上
お越しください。

公益財団法人西熊谷病院

地域生活支援センター向陽

360-0816

埼玉県熊谷市石原519-5

TEL 048-599-2020

FAX 048-520-5528

URL <http://www.ksky.ne.jp/~koyoryo7>

E-mail koyo@ps.ksky.ne.jp



よりよい地域生活を応援します



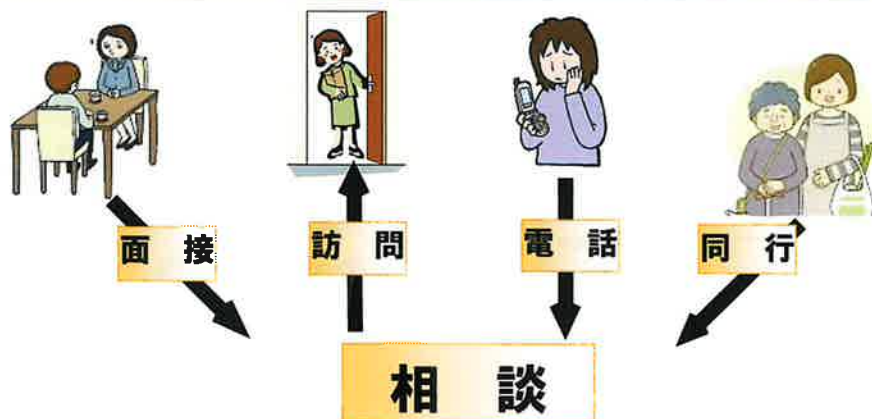
地域生活支援センター 向陽 ご利用案内



〈日常生活の相談場所を探している方へ〉

相談支援事業とは？

地域生活支援センター向陽では、地域で生活している主に精神に障がいをお持ちの方（通院先や利用施設に関わらず誰でも）を対象に、地域でより安心して自分らしい生活が送れるように生活の支援や日常的な相談などの活動を行っています。



対人関係・家族関係

日常生活のこと

手帳 年金
各福祉サービス

経済的なこと

支援

就労

通院・服薬等再発防止



連絡調整



ヘルパーステーション等
福祉サービス事業所



市役所・社会福祉協議会
各相談支援事業所



訪問看護



医療機関

※連絡調整は、緊急時など必要な場合に限り行います。

相談支援事業の実施内容

①相談支援事業実施地域

原則として、向陽で相談をお受けできるのは

『熊谷市』 『深谷市』 『寄居町』

にお住まいの、主に精神に障がいをお持ちの方です。

②相談体制

1. 電話相談（月曜日～土曜日 9:00～17:15）

2. 面接相談（月曜日～土曜日 9:00～17:00）

3. 訪問・同行（月曜日～土曜日 9:00～17:00）

※日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月2日）はお休みです。

※訪問及び同行は、事前に依頼書の提出の上、交通費（実費）を負担して頂きます。公用車を利用する場合は、向陽から目的地までの往復分で交通費を計算します。料金は、1kmあたり25円です。

③ご家族の方へ

上記内容でお悩みのご家族からのご相談もお受けできます。
お気軽にご相談ください。

④ご相談を希望される方へ

相談にあたっての内容は、個人情報保護法により守られますので、安心してご相談ください。